

富津市国民健康保険事業運営協議会会議録

1 会議の名称	令和6年度 第1回富津市国民健康保険事業運営協議会
2 開催日時	令和6年5月23日(木) 午後2時02分～午後2時41分
3 開催場所	富津市役所 2階 第3委員会室
4 審議等事項	議題 協議事項 1 会長及び副会長の選挙について 諮問事項 1 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例(案)について
5 出席者	委員 齊藤千代子 平野順子 齋藤茂 高梨廣 熊切篤 大島拓二郎 平野明彦 千倉淳子 荻木圭 事務局 (市長) 高橋恭市 (市民部長) 木村美文 (国民健康保険課長) 吉田智一 (課長補佐兼国保資格給付係長) 萱野知 (後期・国保賦課係長) 赤井聖 (主事) 三田知里 (健康づくり課長) 地引憲太郎 (健康づくり係長) 鶴岡亜沙美
6 欠席者	委員 金井徳彰 竹内修 三富敏史 平野寛明
7 公開又は非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
8 非公開の理由	
9 傍聴人数	0人(定員5人)
10 所管課	市民部 国民健康保険課 電話 0439(80)1271
11 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

萱野課長 補佐	(会議前諸連絡) 資料確認等
高橋市長	(市長挨拶)
高橋市長	(委嘱状交付)
吉田課長	(委員及び職員の紹介)
萱野課長 補佐	続きまして、次第の5、「議事」でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますが、会長及び副会長が辞職しておりますので、会長及び副会長が不在となっております。そのため会長及び副会長が選挙されるまでの間、木村部長が議事の進行をいたします。
木村部長	はい、それでは、会長及び副会長が選挙されるまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、協議事項、「会長及び副会長選挙について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
萱野課長 補佐	それでは会長及び副会長の選挙についてのご説明をさせていただきます。 お手元でございます資料1の1ページをご覧ください。 国民健康保険法施行令の抜粋を記載してございます。資料1の下から4行目、第5条第1項に、「協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。」とございますので、会長を、公益を代表する委員の中から、全委員による選挙により当選人を決定していただきたいと存じます。 また、同条第2項に、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。」とありますので、会長が決まりましたら、副会長を、公益を代表する委員の中から、全委員による選挙により当選人を決定していただきたいと存じます。 なお、公益を代表する委員につきましては、配布しております委員名簿に記載してございます、平野明彦委員、千倉淳子委員、三富敏史委員、平野寛明委員の4名でございます。説明は以上です。
木村部長	はい。事務局の説明は終わりました。選挙といってもいろいろな方法がありますが、その選挙の方法についていかがいたしたいかというところをお諮りしたいと思います。どなたか意見はありますか。
平野順子 委員	指名推薦という方法で選出をお願いしたいと思います。
木村部長	はい。ただいま平野順子委員から指名推薦、という意見が出ましたが

皆様いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

木村部長 ありがとうございます。それでは指名推薦に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、賛成全員でございます。指名推薦の方法による選挙に決定をさせていただきます。

それでは、まず会長の選挙を行わせていただきます。どなたか会長の推薦をお願いいたします。

平野 順子委員 はい。市議会にて議長を務められるなど、経験豊富でいらっしゃる平野明彦委員を推薦します。

木村部長 はい。ただいま平野明彦委員が推薦されましたが、他にいらっしゃいますでしょうか。

それでは、他にいらっしゃらないようですので、平野明彦委員を会長に指名し、当選人とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございます。賛成全員でございます。よって平野明彦委員が会長に当選されました。

続きまして副会長の選挙に移ります。どなたか副会長の推薦をお願いいたします。

齋藤 茂委員 はい。4年ほど前からこの運営協議会に出席されています、そして重職をされております、三富敏史委員を推薦いたします。

木村部長 はい。ただいま三富敏史委員が推薦されました。他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。

高梨委員 はい。本人がいませんが、本人の意思はよろしいでしょうか？また、了承済みでしょうか。

木村部長 はい。これにつきましては、事前に公益を代表する委員の方々に4人の委員の中から選挙により決定されることと、欠席となった場合に、ほかの委員からの推薦及び承認された場合は当選人とさせていただく旨を説明させていただき、了承を得ているところでございます。

高梨委員	はい。承知しました。
木村部長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、ただいま三富敏史委員が推薦されたところでございます。三富敏史委員を副会長に指名し、当選人とすることに賛成の委員の皆さんは挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成全員でございます。よって三富敏史委員が副会長に当選されました。</p> <p>以上、選挙の結果により、会長は平野明彦委員、副会長は三富敏史委員に決まりました。それでは、会長及び副会長が決まりましたのでこれからの議事進行は平野会長をお願いしたいと思います。</p>
萱野課長 補佐	<p>会長に当選されました平野委員につきましては、恐れ入りますが、議長席にご移動をお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に就任されました平野会長よりご挨拶を賜りたいと存じます。平野会長よろしくをお願いいたします。</p>
平野明彦 会長	(会長挨拶)
萱野課長 補佐	ありがとうございます。それでは、この後の議事の進行につきましては平野会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。
平野明彦 会長	はい。それでは私の方で議事を進行させていただきます。
平野明彦 会長	富津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により次第に沿って議事進行を務めます。諮問事項「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
赤井係長	<p>(議事) 諮問事項 「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」</p> <p>資料のとおり説明。</p>
平野明彦 会長	はい。事務局の説明は終わりました。何か質問はございますか。
千倉委員	お疲れ様でございます。変遷の表を見させていただきまずと先ほどご説明にもあったように令和4年、5年、6年と、限度額2万円ずつ上が

っている訳ですが、今後の見込みから言うといかがですか、この辺でストップしそうなのか。まだ、ずっと、ずっとという言い方はおかしいですけれど、来年以降も当分はこういう傾向が続くそうなのかというところを教えてください。

吉田課長 お答えいたします。全国的には、この課税限度額を超えるこの超過世帯の割合が2%を超えている部分について、それを国の方の基準であります、1.5%に近づけるような考えのもと、毎年度、この限度額の引き上げをしております。

今後、その物価上昇とか、そういった部分も兼ね合いも踏まえた中で、そういった検討は引き続き見込まれると推察はしております。以上でございます。

平野明彦
会長 よろしいですか。

千倉委員 すみません。1.5%に近づけるといいうところ、というお話がありましたたが今はだいたい何%ぐらいなのでしょう

吉田課長 こちらの資料の4ページの一番下段の方に※印のところの説明書きの方になりますが、厚生労働省では、先ほど申し上げました、内容と重複しますが、賦課限度額の超過世帯の割合を、被用者保険並みの1.5%に近づけるように段階的に図っていくといいうところでございます。富津市の場合ですと、この後期分については、被用者保険の方ではこの0.5%から1.5%の間になるよいうことと、法定されている中で、富津市の昨年度の課税の状況でみますと、その色塗りになっております0.49%といいうところ、ギリギリ0.5%のところを推移しているところでございますが、全国的なところの中で、今、手元に資料がないんですが、2%を超えているといいうところ、今回の2万円を増額するといいうところに至っているところでございます。

平野明彦
会長 よろしいですか。

千倉委員 0.5%から1.5%の中の1.5%にもちょっと至っていない、達成していないといいう今状況といいうことですかね、0.49といいうことは。

吉田課長 昨年の課税の状況としますと、その範囲を少し下回っているといいう富津市の現状ではございます。

平野明彦
会長 よろしいですか。

千倉委員 わかりました。じゃあ、当分続きそうといいう感じですね。はい。ありがとうございました。

平野明彦
会長

他にございますか。

齋藤茂委
員

今の4ページの(5)番に関係したことでありますが、後期分の変更の中で、全世帯数が7126、そして改正案の方でも変わってないんですが、超過世帯数の割合、あるいは世帯数がどういった観点なのか、人口減少、この層の方が、あるいは世帯が少なくなっているというような事情からでしょうか？

吉田課長

今回、課税限度額を引き上げるということで、(4)の課税限度額に達する目安というところを表示させていただいておりますが、その所得の988万円を達する世帯が試算しますと合計35世帯になると、従前ですと、その所得が906万円っていうところで、この範囲が所得が上がることによって狭まるということで、世帯数が減少したというようなご理解をいただければと思います。以上でございます。

平野明彦
会長

よろしいでしょうか？他にございますか。

平野順子
委員

はい。先ほどの千倉委員の考えていたこと、質問したいことを私もそれにほぼ考えていたんですけど、私のうろ覚えかどうかわからないんですけど、昨年度、何回目かの委員会がよく覚えていないんですけど、確か令和8年度まで、緩やかに調整していくというようなことをご提案があったと思います。そうすると、私もいろんなことで分かるんですけど令和4年から20、22、24とか本当に2万というか、本当に大きな、ここにきてポンポンときてるんですよ。令和8年度まで2年しかないから。もちろん続いていくんですけど、調整っていうか、大きな見通しの中で、今はっきりしたことは言えないと思うんですけど、なんかこの調子でいくと、今度は3万上がるのかなとか、なんかすごく、見通しとしてね。

何かつかめないじゃないけど、もっと増えていくのかしらみたいなのがすごく考えられて、ちょっと何かを恐ろしいじゃないけどっていう感じていたんです。ですので、来年度、再来年度、はっきりと今本当に言えないと思うんですけど、これ以上大きな増えすぎはない感じなのか。すごくこうなりそうっていうのがちょっと大きな見通しの中でお願いできればと思います。

吉田課長

平野委員の方から今、最初に令和8年度まで緩やかに税率がどのところは令和5年に税率の方を改定させていただきました。今の考えとしましては、令和5年、6年、7年この3ヶ年につきましては、今の税率を保っていきたいと考えております。

また今後、につきましては、また今後の中期の収支の見通しを皆様の方にお示しした中で、もしその中で財源不足等が生じましたら、またその税率の部分につきましては、改定云々っていうところのご説明の方をさせていただきたいと思っております。

今回、議題として、提出させていただいているものにつきましては課税の限度額というところで、所得が高い方につきましては、その分引き上げをさせていただくという考えでございます。

今後、税率の改定を若干したときに、この課税限度額のところ引き上げておかないと、課税限度額に達した世帯については税率を改定しても税金の負担が生じない形になりますので、そういった不公平感をなくすためにも、一定の所得がある方については、課税の限度額を引き上げさせていただいて、逆に中間層の方の税負担をなるべく抑えようという考えの趣旨のものと改正になってございます。以上でございます。

平野明彦
会長

他にございますか。よろしいでしょうか。

平野順子
委員

小さいことですが、1人分の総医療費っていうのが年々増えているということで、令和3年度までは今までの資料で分かるんですけど、令和4年度の1人分の総医療費っていうのは、もしわかりましたら教えてください。

吉田課長

確認いたしますので少々お持ちください。

すみません。令和4年度の1人当たりの総医療費の方は、43万8,248円になっております。県内の団体では高い方から6番目というふうになっております。

平野明彦
会長

他にございますか。

よろしいですか。これ以上意見等もないようですので、次に、本日欠席されている委員からの意見等について、事務局の報告を求めます。

萱野課長
補佐

はい。それでは事務局の方からご報告させていただきます。本日欠席されている4名の委員の方に、同じように事前に会議資料議事に関する概要につきまして送付させていただいているところでございます。ご意見、ご質問はございますかというところをご照会しましたが、本日欠席の委員からはご意見やご質問はなかったということでご報告させていただきます。以上です。

平野明彦
会長

意見等がないとのことですので審議を終了いたします。諮問事項の「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」は、諮問のあった通りとする旨、答申することとするとしてよろしいでしょうか？

ご異議ございませんか？よろしいでしょうか？それでは賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということでございますので、異議なしと認めます。それでは諮問事項の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてこの旨を答申いたします。

なお、答申書の作成については、答申書の書面については私に一任いただいております。よろしいでしょうか？

各委員

はい。

平野明彦
会長

それでは私に一任ということで異議なしと認め、私に一任させていただきます。

次に、次第6のその他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか？よろしいですか。

はい。事務局から何かございますか。

萱野課長
補佐

(諸連絡)

平野明彦
会長

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回富津市国民健康保険事業運営協議会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。